

### 紋別市戦没者 追悼式開催

先の大戦において亡くなられた紋別市関係戦没者に対し、追悼の誠を捧げ平和への誓いを新たにするため紋別市戦没者追悼式を実施します。

日時 8月19日(金)

11時～12時

場所 紋別市民会館  
小ホール

式典は無宗教での献花方式で行いますので、平服でご参列ください。

多くの皆様のご参列をお願いいたします。

問い合わせ先 社会福祉課庶務係 管内線223番

### 高齢者福祉係から のお知らせ

#### 介護用品給付事業制度

市では、在宅において要介護高齢者を介護している家族に対し、家族の経済的負担の軽減、要介護高齢者の在宅生

活の継続・向上を図ることを目的に、介護に必要な用品を購入できる介護用品購入券を交付します。

#### ○対象

介護保険法に規定する要介護認定において、要介護4又は5と判定された市民税非課税世帯の在宅高齢者等を介護している家族

#### ○給付額

月額6,300円の介護用品購入券

#### ○介護用品券で購入できる品目

紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなどの介護用品

#### 家族介護型労務事業制度

在宅において要介護高齢者を介護している家族に対し、経済的負担の軽減と、在宅高齢者の福祉向上を目的に慰労金を支給します。

#### ○対象

介護保険法に規定する要介護認定において、要介護4又

は5の判定を受けた市民税非課税世帯に属する在宅高齢者等を現に介護している家族で、原則、要介護認定を受けた日から起算して1年以上介護保険サービス(年間1週間以内のショートステイ利用を除く)を受けずに介護を行っている家族

※在宅高齢者等が長期入院(3ヶ月以上)した場合は、対象期間から除算します。但し、長期入院をした場合であっても、その前後の期間を合算して1年以上サービスを受けなかった期間がある場合は対象となります。

#### ○給付額

100,000円(年額)

#### ○問い合わせ先

高齢者福祉課高齢者福祉係 管内線273番

### 在宅介護支援センター からのお知らせ

在宅介護支援センターでは6月から介護予防教室を開催しています。

第3回目は9月2日(金)10時から清市高齢者ふれあい

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当制度のご案内



問い合わせ先 児童扶養手当～社会福祉課児童家庭係 管内線446番  
特別児童扶養手当～社会福祉課障害福祉係 管内線222番

### 児童扶養手当

次のいずれかに該当する児童(18歳になる日から最初の3月31日までの間にある者、又は満20歳未満で一定の障害の状態にある者)を育てる母又は養育者が請求することによって受給することができます。ただし、公的年金を受給できる人や児童が母の配偶者に養育されている場合などは対象になりません。

受給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父母が婚姻を解消した児童</li> <li>・父が死亡した児童</li> <li>・父に重度の障害がある児童</li> <li>・父が1年以上通算している児童</li> <li>・父の生死が不明な児童</li> <li>・父が1年以上拘束されている児童</li> <li>・母が婚姻によらないで生まれた児童</li> </ul>
------	--

手当月額	児童1人の場合	月額 41,880円	児童3人目以降は、1人につき、3,000円を加算。ただし、所得制限により手当額の一部もしくは全部が支給されないことがあります。
	児童2人の場合	月額 46,880円	

### 特別児童扶養手当

満20歳未満で身体や精神に一定の障害がある児童を育てる養育者が請求することによって受給することができます。ただし、児童が施設に入所している場合などは対象になりません。

受給要件	手当月額 (1人につき)	1級	月額 50,900円	ただし、所得制限により支給されないことがあります。
		2級	月額 33,900円	

#### 現況届、所得状況届の提出

現在、児童扶養手当又は特別児童扶養手当を受給されている方は、現況届、所得状況届を提出しなければなりません。所定の様式が送付されますので、必要事項を記入の上、8月中旬に担当係まで提出願います。提出しなければ手当を受けられない場合がありますので、忘れずに手続きをしてください。(現況届を2年間提出しないと受給資格がなくなりますので気をつけてください。)



センターで、月1回行われている「ふきのとう」に合わせ開催します。

今回も日常生活に役立つ福祉用具の紹介や、曲に合わせて楽しい体操など企画していますので、皆さんの参加をお待ちしています。

また、在宅介護支援センターでは在宅介護に関する相談やサービスの利用申請手続きの手伝い、福祉用具の展示なども行っていますので気軽に相談ください。

問い合わせ先

紋別市さいわい在宅介護支援センター ㉙③113番  
紋別市おやま在宅介護支援センター ㉙③1232番

**障がい者スポーツと交流の集いを開催します**

日時 8月28日(日)

受付 9時30分

競技開始 10時

会場 オホーツク森林公園  
ゲートボール場

※雨天の場合は、ふれあいハウスみどり(緑町5丁目)

- 種目 ①ゲートボール  
②スカットボール

※誰もが簡単に楽しめるゲームです。

交流会 競技終了後、交流会を実施します。(焼肉、おにぎり、飲み物を用意しています)

参加料 無料

参加申込み 参加を希望する方は、8月19日(金)までに、紋別市総合福祉センター 担当 添田 ㉙④3388まで申込み願います。

**じさいバルコ**

7月10日現在

◎譲ってください

・書籍 パソコンの「バ」の字からウィンドウズ98対応版

- ・著者 サトウサンペイ
- ・男の子用スキー板、ストック、靴 (17cm)
- ・男の子用自転車 (16~18インチ)
- ・木製幼児用イス (高さ調整可能)

◎譲ります

- ・トランポリン (直径85・高さ20cm)
- ・パイプベッド (黒)
- ・油圧式ステップウォーカー

- ・ワゴン台
- ・自動車タイヤ用アルミホイール4本 (195/70R14)

- ・鏡台
- ・男性用スキー一式
- ・幼児用帽子(女の子・男の子用42~48cm)
- ・ひな人形 7段飾り
- ・競技用自転車(27インチ)
- ・FAX付電話機

値段の価格につきましては、当人同士の話し合いによりお願い致します。

問い合わせ先 環境生活課 生活防犯・消費係 ㉙内線407番

**消費者センターからのお知らせ**

訪問業者に気をつけて!

突然、見知らぬ業者が訪問してきた時は、警戒してください。最近、高齢者を狙った悪質なりフォーム業者が摘発されています。また、商品の販売など言葉巧みな手口で訪問して来ます。

例として

- ・「無料で〇〇を点検します。」「水を飲ませてください。」「トイレを貸して下さい。」などと優しく、親しげ

に話してくる。

- ・「市役所・消防署の方から来ました。」などと言って、市・消防署職員と勘違いさせる。

この目的は

住宅の屋根・壁・床などのリフォーム、排水管清掃や布団、消化器、浄水器、掃除機などの販売

予防対策

- ・玄関には簡単に入れない。
- ・断るときには、「いりません」とハッキリという。
- ・契約は家族などに相談し、その場では返答しない。
- ・※もし、契約してしまったら

多くの場合、契約から8日以内であれば無条件で解約できます。詳しくは、消費者センター(㉙④7779番)へ問い合わせ先 環境生活課 生活防犯・消費係 ㉙内線407番

**「野生鳥獣の赤ちゃんを拾わないで!」**

野生鳥獣の赤ちゃんの近くには親がいます。

餌を探しに行っているのかもしれない。近くに姿が見えなくても、親は必ず赤ちゃんのもとへ戻ってきます。人間がいる

と赤ちゃんに近寄れません。すぐに静かにその場を離れましょう。

野生鳥獣の赤ちゃんの保護のほとんどは、人間がまちがって連れてきてしまった、「誘拐」です。

野生鳥獣の赤ちゃんに近づくと危険な場合があります。

赤ちゃんに近づくと、親が赤ちゃんを助けようとして攻撃してくることがあります。

特に子グマに近づくと、母グマが子グマを守ろうと襲ってきます。絶対、子グマに近づいてはいけません。

野生鳥獣の赤ちゃんは育てられません。

赤ちゃんは、親からの餌の取り方や危険な行為の判断など、自然界で生きていく方法を学んでいます。

人間が親がわりになることは難しく、人間が育てた鳥獣を野生に戻すことは至難です。

また、狩猟で捕獲したものを除き、野生鳥獣を無登録で飼養することは、法律で禁じられています。

問い合わせ先 農政林務課 林業振興係 ㉙内線25番